

農業に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定交渉等に係る適切な対応

- (1) 日EU・EPAの大枠合意に伴い必要となる国内対策については、「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込み、我が国の農林水産業が将来にわたり持続的発展ができるようTPP関連施策と合わせ、速やかな事業実施に努めること。
また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。
- (2) 現在、交渉が進められているRCEPをはじめとしたEPA／FTA交渉等においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。
- (3) WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」という基本理念のもと、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など万全の支援措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施を図るため、所要の予算額を確保するとともに、加入促進を図ること。

また、農業者が、同制度の実施と農業災害補償制度の任意加入制移行に伴い、複数の収入減少を補填する機能を有する類似制度から選択することになるため、制度内容を理解したうえで加入判断できるよう十分に周知すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。

- (2) 農業用機械や施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る支援措置を拡充すること。

- (3) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、「土地改良法等の一部を改正する法律」に基づく機構関連事業の早期実施に努めること。

なお、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

6. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 中山間地域や「水源の里」（限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

また、世界農業遺産に認証されている地域への財政措置を充実すること。

(3) バイオマス利活用の推進・普及に係る財政措置を充実すること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、対象事業の拡大や交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 狩猟者の負担軽減など、捕獲の担い手の育成及び確保に必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

12. 病害虫防除対策及び生産技術の高度化

(1) 病害虫防除対策を推進するとともに、病害虫に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

- (2) 農作業の省力化や低コスト化に向け、ロボット技術やＩＣＴ等を活用し、生産技術の高度化を推進すること。
13. 主要農作物種子法廃止後においても、優良種子の生産・普及が引き続き可能となるよう万全の対策を講じること。
14. 園芸農業の生産基盤の強化を図るため、収益力強化に資する園芸施設の導入等の支援を拡充すること。
15. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
16. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置の継続等、農林漁業者に対する負担軽減措置を拡充すること。
17. 大規模自然災害の被災地における農地・農業用施設等の速やかな復旧・復興のため、十分な財政措置を講じること。
また、被災農業者への経営支援を行うこと。
18. 東日本大震災関係
被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。